

意見提出者	個人
1. 項目 2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<p>著作権保護期間</p> <p>現行の日本の著作権法において、著作権の保護期間は著作者の死後50年とされている。実演、レコード及び放送に関する著作隣接権については、それぞれ実演を行った時、音を最初に固定した時、放送を行った時から50年とされている。文化庁の文化審議会において、延長の検討がなされて来ており、権利者団体と文化庁を除けば、延長を否定する結論が出そろっているにもかかわらず、文化庁は保護期間延長に関して継続して検討しようとし続けている。</p> <p>1. 著作権そのものの保護期間について</p> <p>著作権そのものに関しては、現行でも著作者の死後50年という極めて長い期間に渡って著作権が保護されることになっている。また、著作者人格権については保護期間が切れるということはない。</p> <p>文化的に、ひ孫の孫くらいのことまで考えて創作をしている人間がいるとも思われず、文化の多様化のためにはこれ以上の延長はほとんど何の役にも経たず、経済的にも、著作者の死後50年を経てなお権利処理コストを上回る財産的価値を保っている極めて稀な著作物のために、このコストを下回るほとんど全ての著作物の利用を阻害することは全く妥当でない。</p> <p>また、保護期間延長問題は金銭的な話でないとするリスクト論もよく権利者側が持ち出すのだが、創作者が世に出したいと思う形のまま、創作者の名前を付けて著作物を流通させるために、同一性保持権や氏名表示権といった著作者人格権が、既に保護期間が切ることのない権利として規定されているのであり、人格権と財産権を混同した主張は取り上げるに値しない。延長問題は、あくまで権利の財産的な側面のみを考慮して考えられなくてはならない。</p> <p>これほど長期間に渡る著作権の保護期間は、過去の圧倒的多数の著作物の新たな技術による公共利用、過去の大多数の著作物のデジタル情報としての公共利用に対する一大阻害要因となっており、著作権者の個々のメリットに比して社会的デメリットがあまりにも大きな有害な規制として機能している。このような著作権の保護期間については、短縮が検討されてしかるべきである。</p> <p>また、権利者団体と文化庁を除けば日本国内では、この点に関しては延長しないということでほとんど結論が出そろっているのであり、文化庁の保護期間延長に関する検討は完全に止められるべきである。</p> <p>2. 実演家の著作隣接権の保護期間について</p> <p>同一性保持権や氏名表示権などの実演家の人格権も特に保護期間と一緒に切れるということはないので、実演家の著作隣接権の保護期間について</p>

	<p>も人格権と財産権を混在にするリスペクト論は全く当てはまらない。</p> <p>実演から 50 年を超えて保護期間を延長することが文化的な実演を多く生み出すための奨励となり、この奨励が、保護期間延長によって生じる公共利用に対する非奨励を超えるという明確な論拠が示されるならばともかく、実演から 50 年という期間はかなり著名かつ長命の実演家でなければ切れなければならない期間であり、今のところ、実演家の著作隣接権の保護期間延長についても、これを是とするに足る根拠は何一つなく、これも延長されるべきでない。</p> <p>なお、著作隣接権の中でも、実演家の権利と、レコード製作者・放送事業者の権利は大きく性質が異なっているものであり、これらを混同することは百害あって一利ないものである。</p> <p><b>3. レコード製作者あるいは放送事業者の著作隣接権の保護期間について</b></p> <p>レコード製作者と放送事業者という創作者ではない流通事業者の著作隣接権は、単にレコード会社や放送局が強い政治力を持っていてことから無理矢理ねじ込まれた権利に過ぎず、その目的は流通コストへの投資を促すことのみにあったものである。インターネットという流通コストの極めて低い流通方法がある今、独占権という報奨で流通屋に投資を促さねばならない文化上の理由もほぼ無くなっているのであり、これらの保護期間は速やかに短縮することが検討されるべきである。</p> <p>なお、放送事業者の権利の保護期間については、今でもローマ条約及び TRIPS 協定で放送から 20 年と規定されているだけであり、短縮するのに国際的障害はない。合理的な理由無く決められた保護期間を短縮することが憲法上問題になる訳もない。</p> <p>なお、過去、保護期間の短縮を行った国としては、ポルトガルとスペインが存在しており、保護期間の短縮は国際的に見て完全に不可能とされるものでは無い。</p>
3. ICT 利活用を阻害する制度・規制等の根拠	<p>著作権法第 2 章第 4 節 著作権法第 4 章第 6 節 ベルヌ条約第 7 条 万国著作権条約第 4 条 ローマ条約第 14 条 レコード製作者の保護に関する条約第 4 条 実演及びレコードに関する世界知的所有権機関条約第 17 条 TRIPS 協定第 12 条及び第 14 条</p>
4. ICT 利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向	<ul style="list-style-type: none"> <li>・文化庁における著作権保護期間延長の検討を閣議決定により停止する。</li> <li>・放送に関する著作隣接権に関しては、速やかに保護期間を“放送を行った時から 20 年”とする。</li> </ul>

性について の提案	<ul style="list-style-type: none"><li>・合わせて、現行ですら余りに長い著作権及びレコード製作者あるいは放送事業者の著作隣接権の保護期間短縮のため、日本政府からベルヌ条約他の関係条約の改正提案を行うことを、政府レベルで検討する。</li></ul>
--------------	--